

「指導医のためのワークショップ」参加費用助成規程

平成 29 年 1 月 4 日
AMUSE 規定第 1 号

第 1 助成対象者…… 学内外のAMUSE個人会員

※学外会員で所属施設からの助成がある場合は、それを優先させること

第 2 助成対象及び金額

- | | | |
|---------------------|---|-----------------------------------|
| ① 参加費 | } | 実費により支給
※一般社団法人AMUSE宛の領収書提出が必須 |
| ② 交通費 ¹⁾ | | |
| ③ 宿泊費 ²⁾ | | |

※注 1) 交通手段に自家用車を使用する場合、高速料金については現金で支払い、必ず領収書を提出すること。なお、ETCを使用した場合は、支給不可となるので留意

※注 2) 宿泊費は、一泊につき 13,000 円を支給上限とする。
なお、宿泊費が一泊 13,000 円以上の場合は、一泊 13,000 円の領収書を発行してもらうこと

第 3 支給申請及び精算方法

① 支給までの流れ

参加前日までに、申請書に必要事項を記入し、AMUSE 事務局宛にメールまたは FAX で提出する

② 精算方法

助成対象経費に係る全ての領収書原本を AMUSE 事務局に郵送または直接に提出すること。なお、支給を急ぐ場合は PDF をメールまたは FAX で送信し、その後原本を送付提出すること。

第 4 助成金の支給

領収書を確認後、助成金を申請書に記載の指定された金融機関口座へ振り込みの方法により支給する。

附 則

この規定は、平成 29 年 1 月 5 日より適用する。